

北海道宿泊税制度周知事業委託業務 企画提案指示書

1 事業名

北海道宿泊税制度周知事業委託業務

2 目的

道が導入する宿泊税について、納税義務者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者等に対し、宿泊税導入の目的や税制度の概要（税額や納税方法等）を十分に周知し、導入後の円滑な税制度の運用を図る。

※北海道宿泊税制度の概要については、別紙「北海道宿泊税条例について」のとおり。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 業務内容

(1) 広報媒体の作成・送付等

ア ポスター

宿泊施設をはじめ、北海道の入口となる道内空港や道内各地へのハブとなるJR主要駅等へ掲出するためのポスターを作成し、送付すること。

(ア) 仕様等

- ・ B2版（片面・カラー・日本語及び英語併記）
※その他、必要に応じて、掲出先に合わせた適切なサイズのポスターを作成すること。

(イ) 掲出先

- ・ 道内全宿泊施設（特別徴収義務者となる旅館・ホテル、簡易宿所、民泊）
- ・ 道内空港（新千歳空港ほか ※具体の掲出先については、道と相談の上決定すること）
- ・ 道内JR主要駅（札幌駅ほか ※具体の掲出先については、道と相談の上決定すること）
- ・ その他、効果的な掲出先について提案すること。

(ウ) 送付先

- ・ 道内全宿泊施設（約6,500施設、B2版：各2枚）
※送付時点の施設登録状況に基づき確定するため、送付数は変動する。
- ・ 道内空港（（イ）による。各掲出先と調整の上、送付。B2版：各10枚目安）
- ・ 道内JR主要駅（（イ）による。各掲出先と調整の上、送付。B2版：各10枚目安）
- ・ その他（（イ）による。各掲出先と調整の上、送付。送付数は道と相談すること）

(エ) その他

令和7年（2025年）7月末～8月初旬までに送付すること（夏の繁忙期に十分な周知を行うため）

なお、掲出にあたり費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

イ チラシ・卓上三角柱

宿泊事業者から宿泊者に対する説明時に活用するほか、宿泊者に税制度への理解を深めてもらうためのチラシ及び卓上三角柱を作成し、送付すること。

(ア) 仕様等

- ・ チラシA4版①（両面・カラー）
※道宿泊税についての情報のみを記載すること。
※裏面は多言語対応とすること。
- ・ チラシA4版②（両面・カラー）
※データのみ（宿泊税を導入する市町村に雛形を提供する。各市町村が独自に追加・編集できる形式とすること。）
※裏面は多言語対応とすること。
- ・ 卓上三角柱：幅9cm×高さ21cm程度（カラー）

(イ) 掲出先

- ・ 道内全宿泊施設

(特別徴収義務者となる旅館・ホテル、簡易宿所、民泊。ただし、宿泊税導入予定の市町村に所在する施設については、各市町村で印刷・送付を予定するため、除くものとする。)

(ウ) 送付先

・道内全宿泊施設

(約3,000施設 チラシ:各50枚 ※うち5枚はラミネート加工。卓上三角柱:各3枚)

※送付時点の施設登録状況に基づき確定するため、送付数は変動する。

ウ 動画

宿泊税への理解を促進し、広く周知に繋がるわかりやすい動画を作成する。

(ア) 仕様

・15秒程度のショートバージョン

・1～2分程度のロングバージョン

※国内外のSNSやWEBサイトでの配信を想定。

※作成する言語数については、道内宿泊者の傾向等を分析し、提案すること。

(2) 広報媒体を用いた周知

(1)で作成した広報媒体をもとに、SNSやWEBサイトへの広告掲載や主要施設での動画放映をはじめ、その他効果が見込まれる広報手段を含め、宿泊者に対して最大限訴求できる内容を提案すること。

なお、広域自治体である北海道の特性を踏まえた内容とするほか、道外での周知や海外からの宿泊者に対しても周知できるよう着意すること。

5 成果品

本業務の実施結果について、次の成果物を提出することとする。

(1) 事業実施報告書 ※紙媒体5部および電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 1部

(2) 事業実施報告書(概要版) ※紙媒体5部および電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 1部

(3) ポスター

・4(1)の掲出先へ送付するとともに、100部を道へ提出

・データ一式 ※加工可能な形式で提出すること

(4) チラシ・卓上三角柱

・4(1)の掲出先へ送付するとともに、チラシ1,000部及び卓上三角柱100部を道へ提出

・データ一式 ※加工可能な形式で提出すること

(5) 動画

・DVD-R:5部 及び Blu-ray:5部

・データ一式

6 委託契約に関する基本事項

締結する委託契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とするが、免除する場合がある。

(4) 再委託の禁止

ア 次のような場合は、再委託を認めない。

(ア) 委託業務をそのまま全部再委託する場合

(イ) 委託業務の主要な部分を再委託する場合

(ウ) 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

イ 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託をすることができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委

託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。

(ア) 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

(イ) 再委託することに合理的な理由があるとき。

(ウ) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

ウ 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

(5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。また、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

7 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月6日(金)まで

8 予算上限額

96,979千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 本事業は、法定外目的税である宿泊税の導入に向けて実施するため、法定外目的税新設に係る国との協議の状況などにより、委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意すること。

9 プロポーザル参加資格

(1) 複数の企業等（法人及び個人を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という）又は、単体企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等を有する法人若しくは道内に住所を有する個人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であつて、委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合は除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

10 審査基準

(1) 業務遂行能力

ア 業務の実施体制が確立されており、業務遂行に十分な知識・経験があるか。

イ 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールになっているか。

(2) 企画提案内容

ア 業務の目的を十分理解しているか。

イ ターゲットである宿泊者や宿泊事業者等に最大限訴求する内容となっているか。

ウ 広報媒体の組み合わせが効果的なものとなっているか。

エ 北海道の特性を踏まえた独自の手法が提案されているか。

(3) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

11 応募手続

(1) 参加表明書

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付書類を提出すること。

ア 提出書類 参加表明書、添付書類

イ 様式 参加表明書：別添様式による。
添付資料：発行者の定める様式による。

ウ 提出部数 1部

エ 提出期限 令和7年（2025年）3月21日（金）午後5時（必着）

オ 提出場所 「14 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先」参照

カ 提出方法 持参又は郵送
(書留または簡易書留に限る。持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時。)

(2) 企画提案書

参加表明書の提出後、経済部観光局観光振興課から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 提出書類 企画提案書、付属資料

イ 様式 企画提案書：別添様式による。
付属資料：A4サイズの任意様式による。

ウ 提出部数 企画提案書、付属資料とも8部
※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。
提案者名は、文中にも記載しないよう注意すること。

エ 提出期限 令和7年（2025年）3月28日（金）午後5時（必着）

オ 提出場所 「14 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先」参照

カ 提出方法 持参又は郵送
(書留または簡易書留に限る。持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時。)

12 企画提案書に関するヒアリング

(1) 企画提案された内容について、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所等については別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案者が企画提案書及び付属資料に記載された内容について説明を行った後、質疑応答を行う。

- (3) 提案者が5者を超える場合は、委員による書類選考を行う場合がある。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 審査終了後、審査結果を書面により通知する。

13 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 契約書
別途作成する。
- (3) 無効となる提出書類
参加表明書、企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出期限、提出先に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の提出、資料の追加、差し替えは認めない。
 - ウ 全ての提出書類は返却しない。
 - エ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、原則提案者に無断で使用しない。
ただし、公平性、透明性、客観性を期するため、選定・不選定に関わらず、公表する場合がある。

14 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部観光局観光振興課 観光事業担当
電 話 011-206-6896(直通) F A X 011-232-4120
E-mail kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp

北海道宿泊税条例について

1 条例制定の趣旨

地域社会及び北海道経済の発展に資するよう、観光の振興を図る施策に要する経費に充てることを目的に、宿泊者に対して宿泊税を課する。

2 条例の内容

項目	内容
納税義務者等	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税免除	次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者 ・認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・2万円未満 100円 ・2万円以上5万円未満 200円 ・5万円以上 500円
徴収の方法	宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者を特別徴収義務者とする、特別徴収方式
申告納入の手続等	特別徴収義務者は、6月、9月、12月及び3月の各月末日までに、当該各月の前3月の間に徴収すべき宿泊税について申告し、納入する。
帳簿の記載義務等	特別徴収義務者に、帳簿を備え、必要事項を記載し、5年間保存する義務及び売上伝票その他の書類を作成し、2年間保存する義務を課し、違反した場合は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
賦課徴収の特例	市町村宿泊税を課す市町村に道宿泊税に係る賦課徴収に関する事務を委任することができる規定を設ける。 宿泊料金に対する割合により市町村宿泊税を課す市町村であって、当該市町村が道に対し道が徴収すべき宿泊税の額に相当する額を交付する場合は、この条例の規定を適用しない規定を設ける。
条例の見直し	施行後5年ごとに、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずる。

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲で規則で定める日
 （早ければ令和8年4月1日を予定）